医科診療報酬点数表関係 (その1訂正)

【注射】

- (問133) 区分番号「E 2 0 0」の注3又は区分番号「E 2 0 2」の注3→を算定した場合、同一日に区分番号「G 0 0 4」点滴注射は算定できないが、当該点滴注射により生物学的製剤等の投与を実施した場合に、注射の部通則3から6までの加算は算定可能か。
- (答) このような場合においては、注射の部通則3から6までに規定する加 算について、それぞれの算定要件を満たす場合であれば算定を行っても 差し支えない。

歯科診療報酬点数表関係(その1訂正)

(問32) 歯周病安定期治療(Ⅱ) を開始する際の歯周病検査は歯周病精密検査を行うこととされ、同月に歯周病精密検査は算定できない取扱いとされたが、算定はどのように行えばよいのか。

(答) 例えば、

- ①4月に歯周病精密検査を行い、その日から歯周病安定期治療(Ⅱ)を行う場合
- ②4月に歯周病精密検査を行い、4月の他日から歯周病安定期治療(Ⅱ)を行う場合

については、4月は歯周病安定期治療(II)の算定を行い、歯周病精密検査は算定できない。

また、4月に歯周病精密検査を行い、5月から歯周病安定期治療(Ⅱ)の算定を開始する場合については、4月に歯周病精密検査を算定して差し支えない。